

# 新型コロナウイルスにおける 佐賀県ヨットハーバーの利用について

- 緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、または不要不急の外出の自粛が呼びかけられている地域からの申し込みに対しては自粛をお願いしております。

緊急事態宣言の実施区域	緊急事態宣言の実施期間
沖縄県	令和3年5月23日から令和3年8月31日まで
東京都	令和3年7月12日から令和3年8月31日まで
埼玉県	令和3年8月2日から令和3年8月31日まで
千葉県	
神奈川県	
大阪府	

まん延防止等重点措置の実施区域	まん延防止等重点措置の実施期間
北海道	令和3年8月2日から令和3年8月31日まで
石川県	
兵庫県	
京都府	
福岡県	

\* 内閣官房 新型コロナウイルス感染対策より (<https://corona.go.jp/emergency/>)

- 上記の都道府県以外に不要不急の外出の自粛が呼びかけられている県からのご利用もご遠慮ください。

不要不急の外出の自粛が呼びかけられている県（九州）
福岡県
熊本県
宮崎県
沖縄県

- 新型コロナウイルスにおける利用についての質問等は下記にお問い合わせください。

佐賀県ヨットハーバー	TEL：0955-73-7041
------------	------------------